

○特許庁告示第三号

行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）を実施するため、特許庁の保有する個人情報の開示の方法を定めたので、次のとおり公表する。

平成十七年四月一日

特許庁長官 小川 洋

1 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

一 文書又は図画（次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第

二十四条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第一号に定めるもの）

二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い

場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格 A 列一番（以下「A 一判」という。）以下の大

きさの用紙に印刷したもの

三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦八十九ミリメートル、横百二十七ミリメートルのもの

又は縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

四 スライド（第五項に規定する場合におけるものを除く。次項第四号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

一 文書又は図画（次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列三番（以下「A三判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA一判若しくは日本工業規格A列二番（以下「A二判」という。）の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列四番の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、A一判、A二判又はA三判の用紙に印刷したもの

三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第二十四条第一項の行政機関が定める方法は、それぞれ当該

各号に定める方法とする。

一 録音テープ（第五項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C五五八八に適合する記録時間百二十分のものに限る。）に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

三 電磁的記録（前二号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組

み合わされたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

四 電磁的記録（前号二又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X六一〇三、X六一〇四又はX六一〇五に適合する長さ七百三十一・五二メートルのものに限る。）に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X六一二三、X六一三三若しくはX六一三五又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）一四八三三、一五八九五若しくは一五三〇七に適合するものに限る。）に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X六一四一若しくはX六一四二又は国際規格一五七五七に適合するものに限る。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅三・八一ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X六一二七、X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものに限る。）に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付